

就学事務システム（学齢簿編製等） 標準化に関するRFI実施要領

1 RFI実施期間

令和7年5月19日（月）～ 令和7年6月13日（金）

2 情報提供にあたって本市からご提示する資料

情報提供にあたって、本市から提供する資料は次のとおりです。なお、情報提供資料一式については、参加表明された事業者へ別途配布します。

また、情報提供資料一式は、今後国の動向等をふまえて変更となる旨、あらかじめご了承ください。

（情報提供依頼）

- ・ 就学事務システム（学齢簿編製等） 標準化に関する情報提供について（依頼）
- ・ 就学事務システム（学齢簿編製等） 標準化に関するRFI実施要領（本紙）
- ・ 就学事務システム（学齢簿編製等）標準化に関する情報提供依頼参加申込書
- ・ 就学事務システム（学齢簿）情報提供依頼に関する質問票

（情報提供資料一式）

- ・ 情報提供依頼書（学齢簿）
- ・ 【別紙1】要件定義書（案）
- ・ 【別紙2】独自業務（学校選択制（現行））の概要（フローチャート）
- ・ 【別紙3】オプション機能・帳票
- ・ 【別紙4】独自業務・機能要件
- ・ 【別紙5】独自帳票
- ・ 【別紙6】レイアウト集
- ・ 【別紙7】独自データ定義・コード一覧
- ・ 【別紙8】外部インターフェース一覧
- ・ 【別紙9】学齢簿編製等業務フロー
- ・ 回答様式1_経費見積（学齢簿）
- ・ 回答様式2_標準化スケジュール案（学齢簿）
- ・ 回答様式3_本市質問への回答（学齢簿）
- ・ 回答様式4_標準準拠システム選定に対する要望書（学齢簿）
- ・ 回答様式5_機能適合状況（学齢簿）

（参考資料）

- ・ 【参考資料1】学齢簿業務フローの補足資料
- ・ 【参考資料2】_（R6年度入学者）大阪市各区の学校選択制実施状況

3 情報提供依頼への参加表明方法

本情報提供依頼に参加される場合は、「就学事務システム（学齢簿編製等）標準化に関するRFI参加申込書」を記載いただき、令和7年5月26日（月）12:00迄に「自治体システム標準化対応並びに学校園システム・次期ネットワーク再編成等支援業務委託」の委託事業者である次の宛先へお送りください。

PwCコンサルティング合同会社

E-mail : jp_osaka-edudx-pwc@pwc.com

4 情報提供の方法

次表の指定様式にご回答ください。

なお、依頼事項への対応が困難な場合は、貴社が対応可能な範囲を踏まえ、「3 情報提供依頼への参加表明方法」の委託事業者にご相談ください。

表1 回答様式

様式	様式の説明
回答様式1 経費見積	本市が想定する経費負担パターン別に、貴社が想定する本市の移行経費とサービス利用料を、標準準拠システム・独自施策システムそれぞれに対してご記入ください
回答様式2 標準化スケジュール案	貴社が提案する本市の標準化移行に向けた想定スケジュール案を記載ください
回答様式3 本市質問への回答	本市からの質問項目について、貴社の方針を回答してください
回答様式4 標準準拠システム選定に対する要望書	本市が標準準拠システム選定を行う上での調達の要件、RFPへの参加にあたって要望があれば記載ください
回答様式5 機能適合状況	次の機能等について、貴社の適合状況を記入してください ・ 標準準拠システムのうち、本市が必要とする標準オプション機能 ・ 独自施策システムに係る機能

5 情報提供依頼にかかる本市への質問方法及び期限

本情報提供依頼についてご質問がある場合は、「情報提供依頼に関する質問票」に記載し、「3 情報提供依頼への参加表明方法」の委託事業者へ、令和7年6月2日（月）12:00迄に提出をお願いします。本市にて質問内容を確認のうえ、回答いたします。

6 回答方法

情報提供については、次の期限までに「3 情報提供依頼への参加表明方法」の委託事業者あて電子メールでお送りください。

※送付いただく資料の容量が大きい場合（10MB以上）は、委託事業者にご相談ください

※各様式については、PDF形式としないようお願いいたします

7 回答期限

回答期限については次表のとおりご対応をお願いいたします。

表2 回答期限

様式	回答期限
回答様式1 経費見積	令和7年6月9日（月）12:00迄
回答様式2 標準化スケジュール案	令和7年6月13日（金）12:00迄
回答様式3 本市質問への回答	令和7年6月9日（月）12:00迄
回答様式4 標準準拠システム選定に対する要望書	令和7年6月13日（金）12:00迄
回答様式5 機能適合状況	令和7年6月13日（金）12:00迄

8 留意事項

- ① 情報提供いただいた事業者に対し、デモ・ヒアリング等をお願いする場合があります
- ② 情報提供依頼に関する回答、提案等については、当該目的以外には使用いたしません。また、今後の調達の実考等についても一切関係ないものとします
- ③ 情報提供依頼の回答作成に要する費用は、事業者の負担とします
- ④ 提出いただいた資料に関しては返却いたしかねますのでご了承ください
- ⑤ 回答頂いた事業者におかれましては、今後本市と定期的に意見交換等をさせて頂く可能性があります